

旨ヲ諒トシ爾來右勅令ヲ改正スルノ意圖ヲ以テ調査ヲ續行シタルモノナリ而シテ今回ノ改正案ハ即チ本院年來ノ宿望ニ順應シテ右列擧ノ範圍ヲ整理セムトスルノ意ニ出ツルモノナルカ故ニ固ヨリ速ニ其ノ成立ヲ圖ルヘキモノナリ仍テ審査委員會ニ於テハ本件ハ此ノ儘之ヲ可決セラレ然ルヘキ旨全會一致ヲ以テ議決シタリ

右審査ノ結果ヲ報告ス

議長(倉富)

別ニ御發言ナキ故第二讀會以下ヲ

省略シテ直ニ採決ニ付スヘシ本案賛成ノ各位ノ起立ヲ請フ

(全員起立)

議長(倉富)

全會一致可決シタリ

○

議長(倉富)

次ニ

奏任文官特別任用令中改正ノ件

ヲ議題ニ供ス第一讀會ヲ開キ朗讀ヲ省略シテ直ニ審査報告ヲ爲サシム

報告員(三上) 謹テ本件ヲ審査スルニ今般本院
ニ御諮詢ナキ別案ヲ以テ商工省官制及特許
局官制ヲ改正シテ商工省及特許局ニ新ニ奏
任ノ理事官專任定員商工理事官二人特許局
理事官一人ヲ設置セムトス仍テ茲ニ本案ヲ
以テ奏任文官特別任用令列記ノ諸官中ニ右
商工理事官及特許局理事官ヲ加ヘ此ノ二官
モ亦同令所定ノ官歴アル者ヨリモ銓衡ヲ經
テ之ヲ任用スルコトヲ得ルモノト爲サムト
ス此ノ如キ事案ハ近來何回モ本院ニ於テ可

決シタル先例アリ本案モ亦別ニ支障ノ廉ナ
シト認ムルニ由リ此ノ儘之ヲ可決セラレ然
ルハシト思料ス

右謹テ審査ノ結果ヲ報告ス

議長(倉富) 別ニ御發言ナキ故第二讀會以下ヲ

省略シテ直ニ採決ニ付スヘシ本案賛成ノ各
位、起立ヲ請フ

(全員起立)

議長(倉富) 全會一致可決シタリ

本日ハ之ニテ閉會ス

聖上入御

(午前十時三十五分開會)

議長男爵小宮高次郎

書記官長 以下各氏

書記官

堀江季雄

武原盛雄

勅令第 號

大正二年勅令第二百六十二號中左ノ通

改正ス

第一條中「内務省警保局長」を「警視總監」貴族院書記官長及衆議院書記官長ヲ削ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第 號

奏任文官特別任用令中左ノ通改正ス

「生絲検査所理事官」ノ次ニ「商工理事官」ヲ

「度量衡事務官」ノ次ニ「特許局理事官」ヲ加

フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス